九　介護給付費等単位数表第9の9の注2、第10の8の2の注、第11の5の9の注及び12の2の注、第12の15の4の注、第13の14の3の注、第14の16の2の注並びに第15の6の注の厚生労働大臣が定める者 （略） 十　介護給付費等単位数表第10の1の注2の2及び第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者 （略） **別表第一** (1)　レスピレーター管理 (2)　気管内挿管、気管切開 (3)　鼻咽頭エアウェイ (4)　O_2吸入又は$spO_2$90パーセント以下の状態が10パーセント以上 (5)　6回／日以上の頻回の吸引 (6)　ネブライザー6回／日以上又は継続使用 (7)　ＩＶＨ (8)　経管（経鼻・胃ろうを含む。） (9)　腸ろう・腸管栄養 (10)　持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） (11)　継続する透析（腹膜灌流を含む。） (12)　定期導尿3回／日以上 (13)　人工肛門 **別表第二**　（略）	九　介護給付費等単位数表第9の9の注2、第11の5の9の注及び第15の6の注の厚生労働大臣が定める者 （略） 十　介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者 （略） （新設） **別表**　（略）

○厚生労働省告示第九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 平成三十三年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。	**附　則** 平成三十年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。

○厚生労働省告示第九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲